

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月10日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	岩国市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/10/

執行機関名 岩国市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	45	
③ 番号法別表第2の項	65	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年岩国市条例第38号)別表第一第7項 ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129条)第1条	岩国市ひとり親家庭等医療費助成要綱第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その <u>生活の安定</u> と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の <u>福祉を図る</u> ことを目的とする。	この要綱は、 <u>ひとり親家庭等の母子、父子又は父母のいない子の保健の向上</u> に寄与し、 <u>生活の安定及び福祉の増進</u> を図るために、ひとり親家庭等の医療費の一部をひとり親家庭等の母若しくは父又は父母のいない子を監護する者(以下「父母等」という。)に対し助成することについて、必要な事項を定めるものとする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		岩国市ひとり親家庭等医療費助成要綱